

【桜井誠】在特会テキスト講座《第四回》

在日特権 後編

< 朝鮮学校への助成金問題 >

日本各地の自治体では、その域内にある朝鮮学校に対して助成金を支出している自治体もあります。しかしこれは憲法 8 9 条に明確に違反しています。

日本国憲法 8 9 条

公金その他の公の財産は宗教上の組織、もしくは団体の仕様便宜、もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育、もしくは博愛の事業にたいし、これを支出しまたはその利用に供してはならない。

朝鮮学校が公の支配に属しているかどうかについて、もうこれはですね、議論の余地はないと思います。朝鮮学校を運営しているのは朝鮮総連です。そして朝鮮総連は北朝鮮の下部組織です。もちろん、北朝鮮はテロ国家として日本でも名指しされていますし、また拉致事件などに限らず、麻薬、偽札など国家ぐるみの犯罪を行っております。こうした北朝鮮が、実質運営する学校が公に属しているかどうかなど議論の余地はないところです。

このような学校に対して、千葉県では 1 9 8 2 年から千葉朝鮮学園振興協議会なるものを設置いたしました。これがどのようなものかと言いますと、当時の千葉県の自治体、1 9 市と 1 町、計 2 0 の自治体が集まり、それぞれが拠出金を払い朝鮮学校へ支給するという、もうこれはほとんどマネーロンダリングであろうという、このような行為を行っていたわけです。しかしながら順次この協議会から脱会、2 0 0 9 年 4 月現在、残っているのは 5 市しかありません。さらにその 5 つの市のうち千葉県佐倉市は「加盟はするけどお金はださない」という事になっており、この協議会自体の存続の正当性が疑われるところでもあります。

< 福祉給付金 >

1 9 8 2 年まで、国民年金は外国人は加入できませんでした。しかしこれは考えてみれば当たり前

のことなんですね。国民年金なんです。読んで字の如く国民のための互助制度であり、外国人が入ることは誰も想定していなかったのです。ところが1 9 8 2 年に日本が難民条約をてい結する際の内容は「難民に対しても自国民と同じ社会保障を与えなさい」というものだったので、難民に日本国民と同等の社会保障を与えるなら、ということで外国人に国民年金を開放しました。これは日本の恩恵なのですが、何をトチ狂ったか在日韓国朝鮮人が 1 9 8 2 年まで年金に入れなかったのは日本の差別政策だと、この様に言い出したわけです。そして各地で裁判を行い、年金保険料を一円も納めてないけれど、我々が保険料を納められなかったのは日本政府のせいだから、我々に年金をよこせという主張しました。

結果は2 0 0 7 年 1 2 月 2 5 日最高裁で在日障害者無年金訴訟について在日側の全面敗訴、続きまして 2 0 0 9 年 2 月 3 日最高裁で在日無年金訴訟、これは一般の在日、障害を負っていない 8 3 歳以上の在日側の敗訴という確定がなされました。つまり司法でははっきりと、在日韓国人、朝鮮人が 1 9 8 2 年以前に国民年金へ加入できなかった事に関しては、日本国には何の責任もない事が確認されたわけです。にもかかわらず、民潭の発表では現在でも8 2 0 以上の自治体が在日韓国、朝鮮人の 8 3 歳以上の人たちに月に 5 千円から、多いところでは神戸市の 3 万 1 千円の福祉給付金を支給しています。

このように、なんの受給資格もない人たちに年金代わりに税金から、福祉給付金という名目で支給される、このような事が本当に許されるのかということなんですよ。日本人でさえ、2 0 歳～6 0 歳までの間に最低でも 2 5 年、たとえ一ヶ月足りなくても何の救済措置もなく年金は支給されません。現在の厚生労働省の発表では1 5 0 万人近くの日本人が推定無年金者になるだろうと言われていますが 2 0 0 8 年末からの経済不況に

よって、この数はさらに膨らむ事が予想されます。これから先、日本国民、数百万人が無年金者となる中で、なぜ一円も保険料を納めていない在日韓国、朝鮮人だけに、年金代わりに福祉給付金という救済措置がとられるのでしょうか。

< 京都ウトロ問題 >

このウトロ地区というのは京都府宇治市伊勢田町51番地にありまして、もともとは「宇土口」（うとぐち）と言われていたところでした。この宇土口を朝鮮人たちが「ウトロ、ウトロ」と言うようになりまして、そのままウトロ地区と呼ばれるようになりました。

このウトロ地区をめぐるしまして、現在でも現地では大きな騒動になっています。もともとウトロは京都飛行場などがあった場所で最終的には日産車体が土地を所有しました。日産車体がこのウトロ地区を購入した際、すでに在日が住み着いて不法占拠をしていたわけです。そのため日産車体と在日側との間で立ち退き交渉がありました。最終的には当時のウトロ地区の自治会長であった許昌九（ホ・チャング）が日産車体からウトロ地区を3億で買い取る事に合意し、実際に所有権の売買が行われました。ところが、その2ヵ月後に民潭幹部が設立した不動産会社に許昌九が4億5千万円で転売してしまいました。これによって許昌九は1億5千万円の利ざやをかせいだのですが、その後は行方をくらませております。

在日系の不動産会社とウトロ地区の間で在日の立ち退き訴訟がおこり、2000年12月最高裁判決によって住民側全面敗訴で確定しました。

ここまで見てもわかるように、これは在日同士の土地転がしで勝手に争っているだけで、日本には何の関係もないわけです。現在、京都のウトロの在日たちが何を言っているかというところ「自分た

ちを済すべきた」というとんでもない主張をしています。

2007年、住民側は5億円でウトロ地区の東半分を買い取ることで合意しました。ところが今度はその住民側が、5億円で買い取った土地を5億円以上の値段で自治体に買い取りを要求、さらに買い取った土地に公営住宅を建てろ、歴史資料館を建てろ、福祉施設を建てろという、無茶苦茶な要求をだしています。

そのウトロ地区の再開発の総額は40億円以上かかるそうです。在日同士の土地転がし紛争に、なぜ40億円もの日本国民の税金をつっこまなければならないのか、その問題点をテキストでは指摘しています。

自治体を巻き込んだ土地転がしに発展しそうになっていますが、宇治市、京都府、国交省の三者協議が開かれています。ウトロ地区の在日の主張を認めようと、40億円が投入される前段階まで来ているそうです。これを非常に強く推進したのが、元国交大臣の冬柴鉄三（公明党）です。もちろん共産党もです。このような実態を踏まえてウトロ地区の問題をぜひ皆様にも考えていただきたいと思います。

テキスト 「反日韓国人撃退マニュアル」(晋遊舎ブラック新書 014) (新書) 桜井誠著
講師 在日特権を許さない市民の会 会長 桜井誠 2009年5月

ちがこの地区に住まなければならないのは日本のせいじゃないか、だから日本が我々を救